

善監委告示第3号

令和元年11月11日付け善監委第26号で提出した令和元年度定期監査（前期分）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

令和元年12月3日

善通寺市監査委員 藤岡博文

善通寺市監査委員 安井一博

令和元年度定期監査（前期分）

監査指摘事項の取組について

各課共通指摘事項

1 契約書の文書形式について

（環境課・隣保館・消防本部・教育総務課・生涯学習課）

一部の契約書において、善通寺市公文例規程第9条（文書の形式）の規定による別表に掲げる例の文書形式と異なる契約、又は善通寺市文書取扱規程第22条（発信者名）の規定による市長名と異なる発信者の契約が見受けられる。

今後の契約においては、本規程の規定どおり締結するよう訂正されたい。

2 契約書の収入印紙未貼付について

（教育総務課，生涯学習課）

請負契約書及び土地賃貸借契約書には、印紙税法の規定に基づき収入印紙の貼付が義務付けられている。

しかし、教育総務課は請負契約書、また、生涯学習課は土地賃貸借契約書において、収入印紙の未貼付が見受けられる。

今後、印紙税の課税判断については、個々の契約内容を精査し、最終的には、所轄税務署へ確認をする等、相手方に対し、印紙税法を遵守するよう指導されたい。

3 契約書の収入印紙誤納について

（隣保館，環境課，消防本部，市民会館）

契約書の収入印紙貼付については、従前より定期監査で指摘してきたところである。

しかし、善通寺市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定に基づく請負契約書の一部において、単年度契約での収入印紙の貼付が見受けられる。

なお、契約更新の際には、相手方に対し、契約期間及び金額の記載に応じた収入印紙の貼付をするよう指導されたい。

【検討結果】

- ① 次回契約更新時に、善通寺市公文例規程第9条の規定による別表に掲げる例の文書形式、また、発信者名は善通寺市文書取扱規程第22条の規定どおりの市長名を用いるよう訂正する。
- ② 収入印紙の未貼付については、印紙税法を遵守のうえ収入印紙を貼付するよう契約の相手方に対して指導の徹底に努める。
- ③ 業務委託契約等の締結にあたっては、契約の相手方に対し、印紙税法の規定を遵守し、適宜、税務署等に相談・確認の上、課税・非課税の判断及び印紙税額等に誤りのないよう、指導の徹底に努める。

個別指摘事項

【環境課指摘事項】

市有財産（墓地）台帳の整備について

部落有財産簿において、町村合併前の旧7村（旧象郷村を含む）になったままの墓地が35筆、25,037㎡見受けられる。

なお、これらの墓地について、登記変更するとともに、市有財産台帳に記載するよう検討されたい。

【検討結果】

現在、市内に85か所の地域墓地があり、昭和23年に制定された「墓地埋葬等に関する法律に基づく国からの通知」により墓地の名義を市に変更している。

しかしながら、35筆の墓地についての名義は旧村のままとなっていることから、現地確認等を行い、総務課や地元関係者等とも協議を行い、市有財産台帳に記載するよう進めていきたい。

【教育総務課指摘事項】

1 土地の賃貸借契約の自動更新について

昨年の定期監査において指摘した学校施設の土地賃貸借契約について、従前のまま

自動更新されている。

早急に、相手方と協議し、新たな賃貸借契約を締結されたい。

2 学校生活支援員に係る要綱等の整備について

学校生活支援員は、文部科学省が平成18年6月の学校教育法等の改正が行われ、通常の学級に在籍しているLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障害のある児童生徒へ教育を行うことを位置付けており、国の調査では、約6%の児童が在籍しているとのことである。

本市は、これらの園児児童生徒に対して、学校生活支援員の配置を進め、現在、幼稚園で22人、小学校で49人、中学校で6人が配置されており、幼小中教育の充実に大きく寄与しているところである。

また、この制度は、市民により理解を得るために、要綱等を作成し、制度の意義を広めるよう検討されたい。

【検討結果】

- ① 長期継続契約書に自動更新条項の入っているものについては、出来るだけ早期に相手方と協議し、改めて契約を締結する。
- ② 市内の幼稚園、小学校及び中学校において、障がい等を有するため学校生活に適應できないなど生活支援を必要とする児童等に対し、支援体制の充実を図ることについての理解を深めるため、生活支援員設置要綱を制定する方向で検討したい。

【小学校指摘事項】

1 学童保育（スタディーアフタースクール）の利用料徴収方法について

本市の学童保育の利用料は、日単位で精算し、給食材料費等と一括して保護者の口座から引き落されている。引き落とし金額の入力は、担任の先生や事務員が行っているが、児童により利用日数が異なるうえ、竜川小学校では、利用児童が100人を超えるため、入力に多大の時間を割いている。

一方、他市では月単位の利用料徴収が多く、料金の計算が簡素化されている。

今後、学童保育利用料徴収方法について、学校職員の働き方改革にも配慮し、他市のような月単位での利用料徴収を検討されたい。

2 学童保育教室の整備について

市は、学童保育を幼稚園と分離した教室で実施しているのは、8小学校のうち、竜川小学校及び中央小学校のみであり、残りの6小学校においては、幼稚園の教室を活用して実施している。

なお、来年4月の本格的な学童保育を推進するために、早急に、必要な条例等の改正及び教室の整備に対処されたい。

【検討結果】

- ① 小学校スタディーアフタースクールの利用料について、来年度から、月の上限額を設定するとともに、教材費・おやつ代を利用料に含める方向で準備を進めている。
- ② 現在、小学校スタディーアフタースクールを、幼稚園の教室で実施している6小学校について、来年度から、原則として小学校の空き教室等で実施出来るよう、整備を進めたい。

【生涯学習課指摘事項】

市指定管理者との基本協定等について

市は、平成18年度に、「公の施設の管理に関する協定書」を市長と財団法人理事長において締結していた。

現在は、その内容を二分して「善通寺市民体育館等の管理に関する基本協定書」と「善通寺市鉢伏ふれあい公園の管理に関する基本協定書」となっている。この協定書は、教育長と公益財団法人理事長において締結している。

ところが、この協定書は、形式的には行政処分（行政行為）の附款と考えられる。この場合、行政処分権者の教育委員会、利用料及び指定管理料の事務を所掌する市長、指定管理者との三者による協定を結ぶことが必要である。

そこで、今後、これらの協定書について検討されたい。

【検討結果】

使用料の収入、委託料の支出、財産の管理等は地方自治法上、長の権限とされていることから、今後の協定書の締結については、指摘の内容をふまえて検討していく。